

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-316952

(P2007-316952A)

(43) 公開日 平成19年12月6日(2007.12.6)

(51) Int.CI.	F 1	テーマコード (参考)
G06F 21/00 (2006.01)	G06F 15/00	330Z 5B017
HO4N 1/21 (2006.01)	HO4N 1/21	5B285
HO4N 1/44 (2006.01)	HO4N 1/44	5C073
G06F 21/24 (2006.01)	G06F 12/14	560B 5C075
	G06F 12/14	520C

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2006-145883 (P2006-145883)	(71) 出願人	000001007 キヤノン株式会社 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
(22) 出願日	平成18年5月25日 (2006.5.25)	(74) 代理人	100076428 弁理士 大塚 康徳
		(74) 代理人	100112508 弁理士 高柳 司郎
		(74) 代理人	100115071 弁理士 大塚 康弘
		(74) 代理人	100116894 弁理士 木村 秀二
		(72) 発明者	宝木 洋一 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ ヤノン株式会社内

最終頁に続く

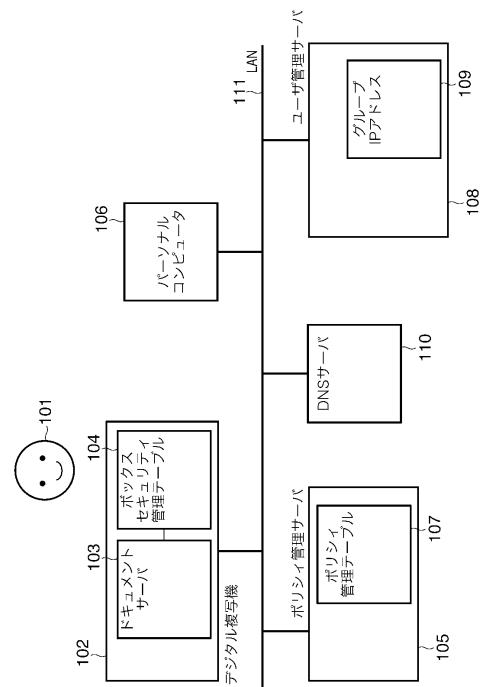
(54) 【発明の名称】情報処理装置及びその装置におけるデータ管理方法

(57) 【要約】

【課題】 特定のグループでの運用ポリシーを変更した場合、外部に送出したファイルのAdobe Policy Server等の管理下にある個別ファイルのセキュリティポリシーも同様に変更したい。

【解決手段】 メモリエリアを複数のボックスに分割し、各ボックスに記憶したデータを管理する情報処理装置において、各ボックスごとに設定された、少なくとも編集条件及び出力条件を含むセキュリティ情報を記憶し(104)、ボックスに記憶されているデータを外部機器に転送する際、当該ボックスに設定されたセキュリティ情報に応じて、転送対象のデータに対するセキュリティ情報を設定し、そのボックスに設定されたセキュリティ情報が変更されると、そのボックスに記憶されたデータに設定されたセキュリティ情報を、その変更に応じて変更する(105)。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数の記憶領域を有するデータ記憶手段を備え、各記憶領域に記憶したデータを管理する情報処理装置であって、

前記各記憶領域ごとに設定された、少なくとも前記データに対する操作権限を示す情報を含むセキュリティ情報を記憶するセキュリティ記憶手段と、

前記記憶領域に記憶されているデータを外部機器に送信する際、前記セキュリティ記憶手段に記憶された当該記憶領域に設定された前記セキュリティ情報を応じて、送信対象のデータに対するセキュリティ情報を設定する設定手段と、

前記記憶領域に設定された前記セキュリティ情報が変更されると、前記記憶領域に記憶された前記データに設定された前記セキュリティ情報を、その変更に応じて変更する変更手段と、

を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記設定手段は、前記セキュリティ記憶手段に記憶されている前記外部機器へ送信するデータに関するセキュリティ情報の内容を、前記情報処理装置が管理しないデータのセキュリティ情報を管理することが可能なセキュリティ管理サーバに設定することで前記送信対象のデータに対するセキュリティ情報を設定し、

前記変更手段は、前記セキュリティ情報が変更されたことに基づいて、前記セキュリティ管理サーバに設定されたセキュリティ情報を変更することによって前記データに設定されたセキュリティ情報を変更することを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記記憶領域に記憶されているデータの送信先のメールアドレスを IP アドレスに変更する手段を更に有することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記セキュリティ情報は、データの変更、消去、送信、カラー印刷の可否、及びデータの有効期限を示す情報を含むことを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

複数の記憶領域を有するデータ記憶手段を備え、各記憶領域に記憶したデータを管理する情報処理装置におけるデータ管理方法であって、

前記各記憶領域ごとに設定された、少なくとも前記データに対する操作権限を示す情報を含むセキュリティ情報を記憶するセキュリティ記憶工程と、

前記記憶領域に記憶されているデータを外部機器に送信する際、前記セキュリティ記憶工程で記憶された当該記憶領域に設定された前記セキュリティ情報を応じて、送信対象のデータに対するセキュリティ情報を設定する設定工程と、

前記記憶領域に設定された前記セキュリティ情報が変更されると、前記記憶領域に記憶された前記データに設定された前記セキュリティ情報を、その変更に応じて変更する変更工程と、

を有することを特徴とするデータ管理方法。

【請求項 6】

前記設定工程は、前記セキュリティ記憶工程で記憶した前記外部機器へ送信するデータに関するセキュリティ情報の内容を、前記情報処理装置が管理しないデータのセキュリティ情報を管理することが可能なセキュリティ管理サーバに設定することで前記送信対象のデータに対するセキュリティ情報を設定し、

前記変更工程は、前記セキュリティ情報が変更されたことに基づいて、前記セキュリティ管理サーバに設定されたセキュリティ情報を変更することによって前記データに設定されたセキュリティ情報を変更することを特徴とする請求項 5 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記記憶領域に記憶されているデータの送信先のメールアドレスを IP アドレスに変更

10

20

30

40

50

する工程を更に有することを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載のデータ管理方法。

【請求項 8】

前記セキュリティ情報は、データの変更、消去、送信、カラー印刷の可否、及びデータの有効期限を示す情報を含むことを特徴とする請求項 5 乃至 7 のいずれか 1 項に記載のデータ管理方法。

【請求項 9】

請求項 5 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のデータ管理方法を実行することを特徴とするプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願発明は、複数の記憶領域のそれぞれに記憶しているデータのセキュリティポリシーを管理する情報処理装置及びその装置におけるデータ管理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

複写機、スキャナ、ファクシミリ装置などの機能を備えるデジタル複合機は、文書ファイルを格納するためにハードディスク等で構成される大容量の記憶装置を有している。このような記憶装置はボックス（BOX）と呼ばれる複数の記憶領域を有している。そして、各ボックスに対してセキュリティ（個々のユーザに対する読み出し、書き込み、編集、印刷等の操作権限やアクセス権の設定）を設定することにより、ボックス内の文書に対するセキュリティを確保することが行われている（特許文献 1 参照）。このようなセキュリティの設定をセキュリティポリシーと呼ぶ。

【0003】

一方、文書ファイルに対するアクセス権を管理する別の方法として、Adobe PolicyServer 等の、セキュリティポリシーをサーバで一元管理するシステムの運用が始まっている。

【特許文献 1】特開 2005-346366 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら上記従来例では、大量の文書ファイルの全てのセキュリティポリシーをサーバが管理しなければならないため、文書ファイルへの操作要求が発生するたびにサーバへのアクセスが発生し、サーバへの負荷が大きくなる。また特定のグループ内の閉じられた環境でのみ運用している場合は、そのグループの運用ポリシーで簡単にセキュリティポリシーの管理を実施したい場合がある。更に、特定のグループから、そのグループ外の機器にデータを送出する場合には、Adobe PolicyServer 等の個別ファイルのセキュリティポリシーを管理できるサーバの管理下で、確実にセキュリティを管理したい。この場合の更なる課題として、特定のグループでの運用ポリシーを変更した場合、外部に送出したファイルの Adobe PolicyServer 等の管理下にある個別ファイルのセキュリティポリシーも同様に変更したいという要望が発生する。

【0005】

本発明の目的は、上記従来技術の問題点を解決することにある。

【0006】

本願発明の特徴は、

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記目的を達成するために本発明の一態様に係る情報処理装置は以下のような構成を備える。即ち、

複数の記憶領域を有するデータ記憶手段を備え、各記憶領域に記憶したデータを管理する情報処理装置であって、

前記各記憶領域ごとに設定された、少なくとも前記データに対する操作権限を示す情報

10

20

30

40

50

を含むセキュリティ情報を記憶するセキュリティ記憶手段と、

前記記憶領域に記憶されているデータを外部機器に送信する際、前記セキュリティ記憶手段に記憶された当該記憶領域に設定された前記セキュリティ情報に応じて、送信対象のデータに対するセキュリティ情報を設定する設定手段と、

前記記憶領域に設定された前記セキュリティ情報が変更されると、前記記憶領域に記憶された前記データに設定された前記セキュリティ情報を、その変更に応じて変更する変更手段とを有することを特徴とする。

【0008】

上記目的を達成するために本発明の一態様に係る情報処理装置におけるデータ管理方法は以下のような工程を備える。即ち、
10

複数の記憶領域を有するデータ記憶手段を備え、各記憶領域に記憶したデータを管理する情報処理装置におけるデータ管理方法であって、

前記各記憶領域ごとに設定された、少なくとも前記データに対する操作権限を示す情報を含むセキュリティ情報を記憶するセキュリティ記憶工程と、

前記記憶領域に記憶されているデータを外部機器に送信する際、前記セキュリティ記憶工程で記憶された当該記憶領域に設定された前記セキュリティ情報に応じて、送信対象のデータに対するセキュリティ情報を設定する設定工程と、

前記記憶領域に設定された前記セキュリティ情報が変更されると、前記記憶領域に記憶された前記データに設定された前記セキュリティ情報を、その変更に応じて変更する変更工程と、を有することを特徴とする。
20

【0009】

尚、この課題を解決するための手段は、本願発明の特徴の全てを列挙しているものではなく、特許請求の範囲に記載された他の請求項及びそれら特徴群の組み合わせも発明になり得る。

【発明の効果】

【0010】

本発明によれば、特定の記憶領域のデータを、特定セキュリティポリシーで管理することにより、記憶領域内のデータを、外部のセキュリティポリシーサーバを用いずに統一したセキュリティポリシーで簡便かつ確実に管理できる。
30

【0011】

又、各記憶領域から外部機器にデータ送出する場合に、その送出するデータ単位でセキュリティの管理及び設定ができるようにすることにより、外部機器へ送出したデータのセキュリティ管理が確実に行える。

【0012】

又、各記憶領域のセキュリティポリシーを変更した場合、対応するポリシーサーバ側の情報をも同様に変更する。これにより、管理しているセキュリティポリシーを変更した場合に、既に外部機器に転送したデータのセキュリティポリシーの運用をも確実に変更できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

以下、添付図面を参照して本発明の好適な実施の形態を詳しく説明する。尚、以下の実施の形態は特許請求の範囲に係る本発明を限定するものでなく、また本実施の形態で説明されている特徴の組み合わせの全てが本発明の解決手段に必須のものとは限らない。
40

【0014】

図1は、本発明の実施の形態に係る情報処理装置としてのデジタル複写機とサーバとを含むシステムの概略構成を示す図である。尚、このデジタル複写機は、スキャナ、プリンタ、ファクシミリ装置としても機能する多機能装置である。

【0015】

図において、ドキュメントサーバ103は、デジタル複写機102のボックス(BOX)にデータを格納するサーバシステムである。「ボックス」は複写機102のハードディ
50

スク（HDD）内に構築される、データの格納領域であり、後に詳述する。このドキュメントサーバ103は、ボックスセキュリティ管理テーブル104（図4）を保持している。このボックスセキュリティ管理テーブル104は、対応するボックスに格納されたファイルデータのセキュリティに関する情報を記憶している。各ボックスに格納された全てのデータは一律に、このボックスセキュリティ管理テーブル104の内容に従って運用される。なお、ドキュメントサーバ103およびボックスセキュリティ管理テーブル104はデジタル複写機102に内蔵されても良いし、デジタル複写機102の外部にあっても良い。

【0016】

図4は、本実施の形態に係るボックスセキュリティ管理テーブル104の一例を示す図である。10

【0017】

401は、デジタル複写機102のボックスを特定するボックスID（識別子）である。402は、このボックスのデータが転送可能かどうか、403はこのボックスのデータを変更可能かどうか、また404はこのボックスのデータを消去可能かどうかを、それぞれ示すデータを記憶する。405は、このボックスのデータをカラーで印刷可能かどうか、406は、このボックスのデータを白黒で印刷可能かどうかを、それぞれ示すデータを記憶する。これら402～406において、「OK」は可能を示し、そうでないときは「NG」がセットされている。407は、このボックスのデータの格納期限を記憶している。。20

【0018】

このように各ボックスに記憶されたデータは、このボックスセキュリティ管理テーブル104の内容に従って、そのセキュリティが管理される。例えば図4の例では、IDが「001」であるボックスのデータは格納期限が「無期限」で、そのデータの転送、変更及び白黒印刷が可能であるが、そのデータの消去及びカラーでの印刷は禁止されている。

【0019】

ユーザ管理サーバ108は、ボックスセキュリティ管理テーブル104の運用対象であるグループに含まれる機器（コンピュータやデジタル複写機）を規定するグループIPアドレス109（図5）を保持している。このグループIPアドレスに対応して、図8で示すデジタル複写機102の操作部213（図2）のユーザ認証画面で、ユーザ認証を行うためのユーザ名及びパスワードを保持している。30

【0020】

図8は、本実施の形態に係るデジタル複写機102の操作部213（図2で詳述する）の表示部に表示された認証画面の一例を示す図である。

【0021】

ここで、ユーザ101は、予め定められているユーザ名及びパスワードを入力し、「OK」ボタンを指示することにより、このデジタル複写機102の操作が可能になる。尚、「キャンセル」ボタンは、このユーザ認証処理をキャンセルするのに使用される。

【0022】

ポリシイ管理サーバ105は、各ボックスのデータ毎のセキュリティを管理するポリシイ管理テーブル107を保持している。このポリシイ管理テーブル107の一例を図7に示す。いまデジタル複写機102から、共通のグループに含まれる機器以外のパーソナルコンピュータ106にファイルを送出する際に、ボックスセキュリティ管理テーブル104の内容に従って、そのファイルのセキュリティに関する使用制限が設定され、それがポリシイ管理テーブル107に格納される。40

【0023】

図7は、本実施の形態に係るポリシイ管理テーブル107の一例を示す図である。

【0024】

701は、電子データのファイルを特定するファイルIDを示す。702～706のそれぞれは、前述の図4に示すボックスのセキュリティ管理テーブル104の402～406

6に対応している。即ち、このファイルが格納されているボックスのセキュリティ管理テーブル104の402～406と同じ値がセットされる。707はIPアドレスで、このファイルが含まれるボックスの運用対象であるグループに含まれる機器を規定するグループIPアドレスを記憶している。708は、ボックスIDで、このファイルを格納しているボックスを特定する。709は、このファイルの格納期間が有効期間内であるか否かを格納している。

【0025】

図7の例では、ボックスIDが「002」のファイルIDが「012...」であるファイルのセキュリティ情報がセットされている。この図7において、702～706の値は、図4の対応する(BOX IDが002の行)402～406の値にそれぞれ等しい。

10

【0026】

DNSサーバ110は、デジタル複写機102のボックスから他の機器にファイルを送信する際、その送信先のメールアドレス(E-mail Address)やホスト名などから、該当するIPアドレスを決定し、その決定したIPアドレスをデジタル複写機102に伝える。不図示のSMTP(Simple Mail Transfer Protocol)サーバなどがDNSサーバの代わりにメールアドレスから機器のIPアドレスを決定する役割を果たしても良い。

【0027】

図6は、本実施の形態に係るデジタル複写機102の操作部213の表示部に表示されたファイル送信を指示する画面の一例を示す図である。

20

【0028】

図において、601はボックスIDの入力欄を示す。602は、送信するファイルを指定する欄で、ここには、入力欄601で特定されたボックス(この例ではボックスID:001)に格納されているファイルの一覧が表示される。ここでユーザ101は、カーソル(不図示)等により、送信したいファイルを選択する。選択されたファイル名は反転表示するなどして識別可能にしても良い。603は送信先を特定するメールアドレス等を入力する欄である。ここに入力されたメールアドレスやホスト名に基づいて、DNSサーバ110により、対応するIPアドレスが決定される。

【0029】

デジタル複写機102、ポリシィ管理サーバ105、パーソナルコンピュータ106、ユーザ管理サーバ108、DNSサーバ110は例えば、イーサネット(登録商標)等で構成されるLAN(Local Area Network)に接続されている。

30

【0030】

図2は、本実施の形態に係るデジタル複写機102の構成を説明するブロック図である。

【0031】

図2において、スキャナ201は、原稿を光学的に読み取って、それを電気信号に変換して原稿画像データを生成する。このスキャナ201は、1画素を、それぞれが8ビットの輝度情報を有するRGB(赤(Re d), 緑(Green), 青(Blue))のデジタルデータを生成する。本実施形態において、このスキャナ201の読み取り解像度は、主走査方向及び副走査方向ともに400dpiとする。画像処理部202は、スキャナ201から入力した画像データに対して、入力マスキングやRGBからシアン(C)マゼンタ(M)イエロー(Y)黒(K)へのログ変換、出力マスキング等の処理を実行する。プリンタ203は、画像処理部202で処理された面順次のCMYKデータを入力し、例えば電子写真方式等によりカラー画像を印刷する。

40

【0032】

フレームバッファ204は、例えば139MBのメモリ容量を有するシンクロナスDRAMである。このフレームバッファ204は、スキャナ201から取り込んだラスタ画像データを記憶したり、ネットワークから受信した画像データをCPU206の制御の下に記憶する。CPU206は、ROM208あるいはHDD211及びRAM209に記憶されているプログラムを実行して、このデジタル複写機102を制御している。I/Oボ

50

ート212は、CPUバス205に接続されており、CPU206からの制御信号をスキャナ201やプリンタ203に出力して制御したり、センサ等から信号を入力する。ROM208は、このシステムのブート時に実行されるブートプログラムを記憶している。RAM209は、例えば117MBのシンクロナスDRAMである。このRAM209は、フレームバッファ204と合わせて256MBのシンクロナスDRAMのメモリモジュールで構成され、CPUバス205に接続されていてもよい。CPU206により実行されるプログラムはHDD211にインストールされており、この複写機の電源オン時に、ROM208のブートプログラムに従ってRAM209にロードされて、CPU206の制御の下に実行される。

【0033】

SCSIのコントローラ210は、CPUバス205に接続している。HDD211は、SCSIコントローラ210に接続された、ハードディスクドライブである。ネットワークI/F207はCPUバス205に接続されており、外部の10BaseT又は100BaseTのEthernet(登録商標)ネットワークと接続されデータのやりとりを行う。このネットワークI/F207を介して図1に示すパーソナルコンピュータ106、DNSサーバ110が接続されている。操作部213は、LCD等の表示部とタッチパネル、各種操作用ボタン等を含んでいる。

【0034】

デジタル複写機102のHDD211には、「ボックス」と呼ばれる複数のデータ格納領域が設けられている。これら複数の格納領域全体をボックスと称する場合もあるし、複数の格納領域のうち、ある格納領域を指してボックスと称する場合もある。ドキュメントサーバ103はボックス全体を管理している。ボックスの複数の格納領域は、BOXIDによって特定することが出来る。各ボックスに対する操作権限やボックス内のデータの格納期限は図4のボックスセキュリティ管理テーブル104で管理されている。

【0035】

ボックスに格納されるデータとしては、デジタル複写機102のスキャナ201が読み取った原稿画像の画像データや、パーソナルコンピュータ106から受信した印刷データをイメージに展開した画像データが含まれる。また、パーソナルコンピュータで作成した文書データなどが格納されても良い。

【0036】

図9は、本実施の形態に係るデジタル複写機102のスキャナ201で読み取った原稿データを、ドキュメントサーバ103のボックスに格納するまでの一連の動作を説明する図である。

【0037】

901において、操作部213の表示部に表示されたユーザ認証画面(図8)で、ユーザ101は操作部213から、そのユーザ名及びパスワードを入力する。デジタル複写機102は、ユーザ認証画面で入力されたユーザ名とパスワードをユーザ管理サーバ108へ問い合わせて、入力されたユーザ名とパスワードが正当であるかをチェックする。正当である場合、ユーザ管理サーバ108から肯定応答を受理し、これによりユーザ101が、そのデジタル複写機102にログインできる。ユーザ管理サーバから否定応答があった場合、デジタル複写機102はユーザ101からのログイン要求を受け付けないようすればよい。902では、スキャナ201で読み取った画像データを格納するボックスを選択する。

【0038】

図3は、画像データを格納するボックスを選択する際の操作部213の表示部に表示されるボックス選択画面の一例を示す図である。

【0039】

図3では、ドキュメントサーバ103のボックスの一覧が表示されており、ユーザ101は、この一覧の中から、カーソル(不図示)等を用いて、その画像データを格納したいボックスを選択する。300はファイル名の入力欄で、その画像データのファイル名を入

力するのに使用される。

【0040】

902では、この操作部213に表示されたボックス選択画面で、格納したいボックスを指定し、そのボックスに格納するデータファイルの名称を入力する。これにより904で、ドキュメントサーバ103は、その選択されたボックスと、そのファイル名を記憶する。

【0041】

次に903で、デジタル複写機102は、スキャナ201で読み取った原稿のデータファイルをドキュメントサーバ103に送出する。これにより905で、ドキュメントサーバ103は、デジタル複写機102から送られてくる画像データを、904で記憶したボックス名に該当する記憶領域に格納する。
10

【0042】

図10は、本実施の形態に係るデジタル複写機102のドキュメントサーバ103のデータを外部機器（ここではパーソナルコンピュータ106）に送信する一連の動作を説明する図である。

【0043】

1001では、図9の901と同様に、ユーザ101が操作部213の認証画面（図8）を操作してデジタル複写機102にログインする。次に1002で、操作部213のファイル選択画面（図6）を操作して、ボックスIDを選択し、送信したいファイルを特定する。更に、その送信先を特定するメールアドレス、あるいはホスト名などの情報を入力欄603に入力して、送信宛先を決定する。そしてこの入力されたメールアドレス等の情報がDNSサーバ110に送られる。1009では、DNSサーバ110は、そのメールアドレス等の情報に対応するIPアドレスを応答する。これによりデジタル複写機102は、そのファイルを転送する転送先のIPアドレスを特定できる。
20

【0044】

こうしてIPアドレスが特定されると1003で、そのデータの転送先の機器のIPアドレスが、特定のグループのIPアドレスであるか否かを、ユーザ管理サーバ108に問い合わせる。これによりユーザ管理サーバ108は、1004で、グループIPアドレス109を参照して、そのIPアドレスが、特定のグループに属しているか否かを判定する。ここで転送先の機器が、この特定のグループ以外であれば1005～1006で示す処理を実行する。一方、転送先の機器が、この特定のグループに含まれていれば1007に進み、その転送するデータを取得し、1008でIPアドレスに従ってパーソナルコンピュータ106に送信する。なお、特定のグループ内の機器のメールアドレスを予め送信側のデジタル複写機102に登録しておく様にしても良い。その場合、1004で送信先のメールアドレスがグループ内であるか否かをDNSサーバに問い合わせることなく判断できる。
30

【0045】

1005では、デジタル複写機102は、その転送したファイルが格納されているボックスに対応する、ボックスセキュリティ管理テーブル104（図4）の情報をポリシイ管理サーバ105に送出する。これにより、ポリシイ管理サーバ105が管理しているポリシイ管理テーブル107（図7）の「転送」「変更」「削除」「カラー印刷」「白黒印刷」「IPアドレス」「ボックスID」「有効／無効」のそれぞれの項目の値が設定される（1010）。即ち、ポリシイ管理サーバ105は、そのファイルのファイルIDを決定し、デジタル複写機102から送られてきたボックスのボックスセキュリティ管理テーブル104（図4）の内容を、そのファイルに対応するポリシイ管理テーブル107（図7）に反映させる。
40

【0046】

図11は、本実施の形態に係るデジタル複写機102からポリシイ管理サーバ105に登録した内容を記憶している登録履歴テーブルを説明する図である。この登録履歴テーブルは、ドキュメントサーバ103で管理されている。
50

【0047】

ここでは、指定されたボックス内のデータに対応するファイル名と、そのファイルを特定するファイルID、そのファイルが格納されているボックスを特定するボックスID、そしてこのファイル情報を送信する送信先であるポリシィ管理サーバ105のIPアドレスが設けられている。

【0048】

1006でデジタル複写機102は、ポリシィ管理サーバ105から送られてきたファイルIDをドキュメントサーバ103に転送する。これによりドキュメントサーバ103は、1011で、図11に示す登録履歴テーブルを更新し、その指定されたファイルのセキュリティ情報をデジタル複写機102に送出する。10

【0049】

これにより1007でデジタル複写機102は、前述の1002で指定したファイルをドキュメントサーバ103からを受け取る。次に1008で、デジタル複写機102は、1002で取得したIPアドレスに基づいて、宛先であるパーソナルコンピュータ106にそのファイルを送信する。

【0050】

なお、1005、1010、1006、1011を経て1007で送信されるファイルには、ポリシィ管理サーバ105で生成され、デジタル複写機102へ通知されたファイルIDが属性情報として付加されている。更に、送信されるファイルの属性情報として、ポリシィ管理サーバ105のIPアドレスも付加される。このように、ファイルに対してポリシィ管理サーバ105で生成したファイルIDとポリシィ管理サーバ105のIPアドレスの情報を属性情報として付加することを、ファイルに対して「ポリシィを付与する」という。20

【0051】

ポリシィを付与されたファイルを受信したパーソナルコンピュータ106は、当該ファイルに対する操作（アプリケーションでファイルを開く、など）を実行する場合、以下のような手順を実行する。すなわち、パーソナルコンピュータ106は、ポリシィが付与されたファイルの属性情報を参照し、ポリシィ管理サーバ105のIPアドレスとファイルIDとを取得する。そして、当該IPアドレスに対して、ファイルIDと、パーソナルコンピュータ106のIPアドレスとを送信する。ポリシィ管理サーバ105は受信したファイルIDを元に図7のポリシィ管理テーブルを参照してパーソナルコンピュータ106のIPアドレスが図7のIPアドレス707に含まれていることを確認する。そして、当該ファイルIDに対して定義されている各種操作権限（転送、変更、消去、、など）のOK/NGの情報をパーソナルコンピュータ106に対して返送する。なお、パーソナルコンピュータ106のIPアドレスが図7の当該ファイルIDに対するIPアドレス707の欄にない場合、ポリシィ管理サーバ105はパーソナルコンピュータ106に対して当該ファイルに対する操作権限がない旨を通知する。30

【0052】

ポリシィ管理サーバ105から操作権限に関する情報を受信したパーソナルコンピュータ106は、受信した操作権限情報に従って、ファイルに対する各種操作のOK/NGを制御する。40

【0053】

このようにして、ドキュメントサーバ103内でアクセス権が管理されていたファイルがドキュメントサーバ103の外部へ送信された場合においても、ポリシィ管理サーバ105を用いることによって、ドキュメントサーバ内と同様のアクセス権管理を実現することが可能になる。

【0054】

図12は、本実施の形態に係るデジタル複写機102のボックスのセキュリティ管理情報を変更する際の処理シーケンスを説明する図である。

【0055】

1201では、前述の図9の901と同様に、ユーザ101が操作部213の認証画面(図8)を操作してデジタル複写機102にログインする。ここでユーザ101が、システム管理者としての権限を有する場合のみ1202以降の操作が可能となる。1202では、デジタル複写機102はドキュメントサーバ103からボックスセキュリティ管理テーブル104(図4)の情報を取得する。次に1203において、デジタル複写機102のユーザが、ボックスセキュリティ管理情報を変更するように指示する。ここでは例えば、図4でボックスIDが「002」の場合、「カラー印刷」と「白黒印刷」が共に「OK」に設定されているが、これら設定を「NG」に変更するように指示されるたものとする。

【0056】

1204において、ドキュメントサーバ103は、その変更が指示されたボックスセキュリティ管理情報をボックスセキュリティ管理テーブル104に反映する。次に1205において、ドキュメントサーバ103内部に保持しているポリシイ管理サーバ105への登録履歴テーブル(図11)を検索し、1203でボックスセキュリティ管理情報が変更されたボックスに対応する、登録済みのファイルIDを特定する。

【0057】

次に1206において、ドキュメントサーバ103からポリシイ管理サーバ105に対して、1205で特定したファイルID及びその変更したボックスセキュリティ管理情報を通知する。これにより1207で、ポリシイ管理サーバ105はドキュメントサーバ103から通知された内容に従って、ポリシイサーバ105内部のポリシイ管理テーブル107(図7)を変更する。尚、この実施の形態では、変更したボックスセキュリティ管理情報に応じて、「カラー印刷」と「白黒印刷」がともに「NG」に設定される。

【0058】

これにより、ドキュメントサーバ103におけるボックスセキュリティ管理テーブル104の変更がポリシイ管理サーバ105にも反映される。よって、ドキュメントサーバ103から外部へ送信したファイルに対してもボックスセキュリティ管理テーブル104で変更したセキュリティ管理情報を同じ内容でアクセス権の管理を行うことが出来る。

【0059】

以上説明したように本実施の形態によれば、デジタル複写機の特定記憶領域(BOX)のデータを特定のセキュリティポリシイで管理し、ボックスのデータのセキュリティを統一したセキュリティポリシイで、簡便かつ確実に管理することができる。

【0060】

またデジタル複写機のボックスから外部機器にファイルデータを送出する場合に、その送出するデータファイルの単位でセキュリティの管理や設定を行うことができる。これにより、デジタル複写機から外部機器へ送信したファイルデータのセキュリティ管理を確実に行うことができる。

【0061】

またデジタル複写機の特定記憶領域(BOX)のセキュリティポリシイを変更した場合に、対応するポリシイサーバ側の情報も同様に変更することができる。これにより、デジタル複写機で管理しているセキュリティポリシイが変更されると、既に外部機器に転送済みのファイルデータであっても、そのセキュリティポリシイの運用に反映させることができる。

【0062】

(他の実施形態)

以上、本発明の実施形態について詳述したが、本発明は、複数の機器から構成されるシステムに適用しても良いし、また一つの機器からなる装置に適用しても良い。

【0063】

なお、本発明は、前述した実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラムを、システム或いは装置に直接或いは遠隔から供給し、そのシステム或いは装置のコンピュータが該供給されたプログラムを読み出して実行することによっても達成され得る。その場合

10

20

30

40

50

、プログラムの機能を有していれば、形態は、プログラムである必要はない。

【0064】

従って、本発明の機能処理をコンピュータで実現するために、該コンピュータにインストールされるプログラムコード自体も本発明を実現するものである。つまり、本発明のクレームでは、本発明の機能処理を実現するためのコンピュータプログラム自体も含まれる。その場合、プログラムの機能を有していれば、オブジェクトコード、インタプリタにより実行されるプログラム、OSに供給するスクリプトデータ等、プログラムの形態を問わない。

【0065】

プログラムを供給するための記録媒体としては、様々なものが使用できる。例えば、フロッピー（登録商標）ディスク、ハードディスク、光ディスク、光磁気ディスク、MO、CD-ROM、CD-R、CD-RW、磁気テープ、不揮発性のメモリカード、ROM、DVD（DVD-ROM, DVD-R）などである。10

【0066】

その他、プログラムの供給方法としては、クライアントコンピュータのブラウザを用いてインターネットのホームページに接続し、該ホームページからハードディスク等の記録媒体にダウンロードすることによっても供給できる。その場合、ダウンロードされるのは、本発明のコンピュータプログラムそのもの、もしくは圧縮され自動インストール機能を含むファイルであってもよい。また、本発明のプログラムを構成するプログラムコードを複数のファイルに分割し、それぞれのファイルを異なるホームページからダウンロードすることによっても実現可能である。つまり、本発明の機能処理をコンピュータで実現するためのプログラムファイルを複数のユーザに対してダウンロードさせるWWWサーバも、本発明のクレームに含まれるものである。20

【0067】

また、本発明のプログラムを暗号化してCD-ROM等の記憶媒体に格納してユーザに配布する形態としても良い。その場合、所定の条件をクリアしたユーザに対し、インターネットを介してホームページから暗号化を解く鍵情報をダウンロードさせ、その鍵情報を使用することにより暗号化されたプログラムが実行可能な形式でコンピュータにインストールされるようとする。

【0068】

また、コンピュータが、読み出したプログラムを実行することによって、前述した実施形態の機能が実現される形態以外の形態でも実現可能である。例えば、そのプログラムの指示に基づき、コンピュータ上で稼動しているOSなどが、実際の処理の一部または全部を行ない、その処理によって前述した実施形態の機能が実現され得る。30

【0069】

更に、記録媒体から読み出されたプログラムが、コンピュータに挿入された機能拡張ボードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書き込まれるようにしてよい。この場合、その後で、そのプログラムの指示に基づき、その機能拡張ボードや機能拡張ユニットに備わるCPUなどが実際の処理の一部または全部を行ない、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される。40

【図面の簡単な説明】

【0070】

【図1】本発明の実施の形態に係るデジタル複写機とサーバとを含むシステムの概略構成を示す図である。

【図2】本実施の形態に係るデジタル複写機の構成を説明するブロック図である。

【図3】本実施の形態に係るデジタル複写機において、画像データを格納するボックスを選択する際に操作部に表示されるボックス選択画面の一例を示す図である。

【図4】本実施の形態に係るボックスセキュリティ管理テーブルの一例を示す図である。

【図5】本実施の形態に係るユーザ管理サーバのグループIPアドレステーブルの構成例を示す図である。

【図6】本実施の形態に係るデジタル複写機の操作部の表示部に表示されたファイル転送を指示する画面の一例を示す図である。

【図7】本実施の形態に係るポリシー管理テーブルの一例を示す図である。

【図8】本実施の形態に係るデジタル複写機の操作部の表示部に表示された認証画面の一例を示す図である。

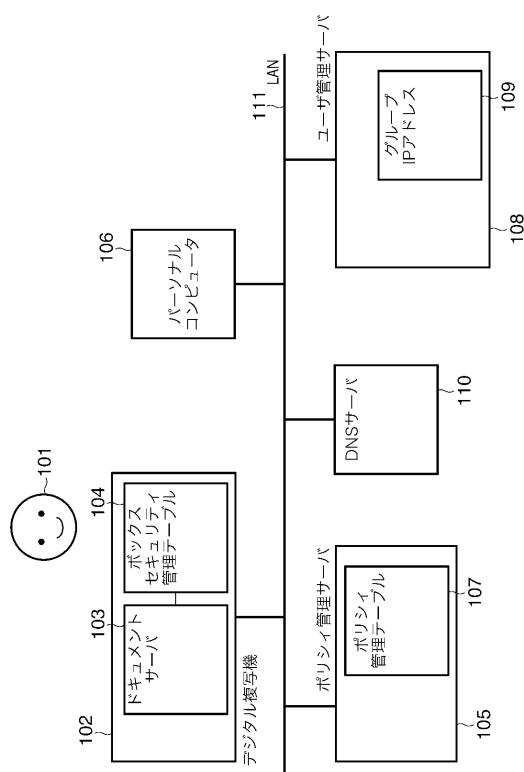
【図9】本実施の形態に係るデジタル複写機のスキャナで読み取った原稿データを、ドキュメントサーバのボックスに格納するまでの一連の動作を説明する図である。

【図10】本実施の形態に係るドキュメントサーバのファイルを外部機器に送出する一連の動作を説明する図である。

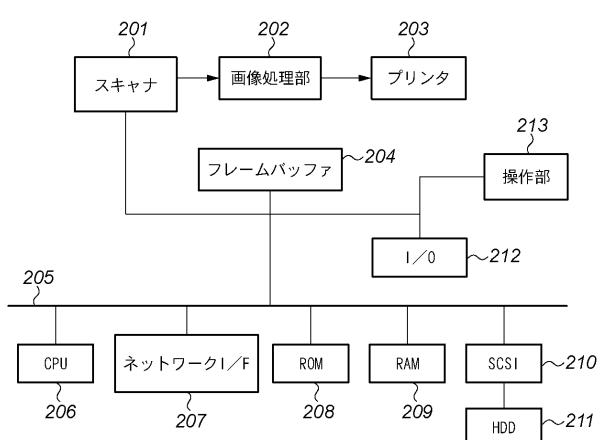
【図11】本実施の形態に係るデジタル複写機からポリシー管理サーバに登録した内容を記憶している登録履歴テーブルを説明する図である。 10

【図12】本実施の形態に係るデジタル複写機のボックスセキュリティ管理情報を変更する際の処理シーケンスを説明する図である。

【図1】



【図2】



【図3】

Scan → BOX

BOX ID	名称
001	XXX設計部
002	YYY評価室

ファイル名

213

300

【図4】

BOX ID	転送	変更	消去	カラー印刷	白黒印刷	格納期限
001	OK	OK	NG	NG	OK	無期限
002	OK	OK	OK	OK	OK	6ヶ月

401 402 403 404 405 406 104 407

【図5】

109

グループIPアドレス
xxx · · · ·
yyy · · · ·

【図6】

BOX → SEND

BOX ID 001 ~ 601

ファイル名称
XXX議事録
YYY評価記録

E-Mail Address Xxx · · · @yyy · · ·

602 603

【図7】

709 708 707 706 705 704 703 702 701

ファイルID	転送	変更	消去	カラー印刷	白黒印刷	IPアドレス	BOX ID	有効/無効
012 · · ·	OK	OK	OK	OK	OK	···	002	···

【図8】

213

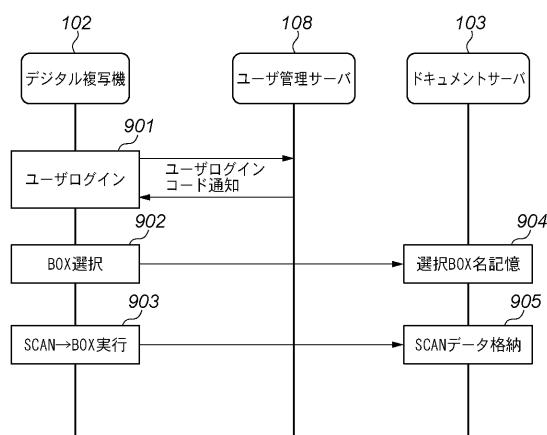
ユーザ認証

ユーザ名

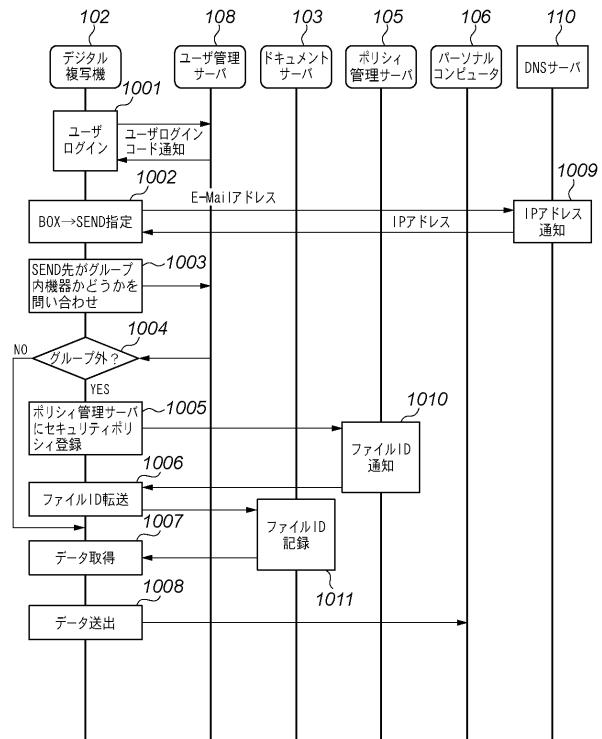
パスワード

キャンセル OK

【図9】



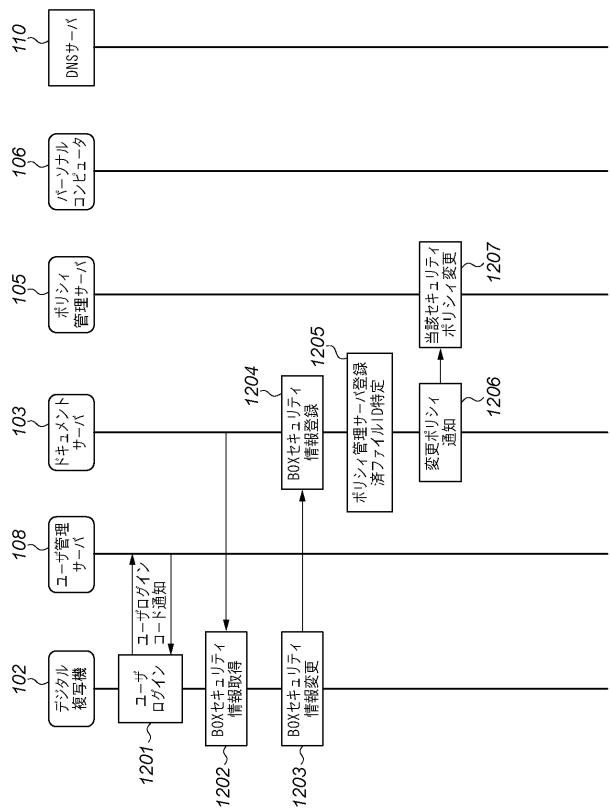
【図10】



【図11】

ファイル名	ファイルID	BOX ID	ポリシイ管理サーバIPアドレス
.....
評価報告_20051224	012.....	002
.....

【図12】



フロントページの続き

(72)発明者 村山 努
東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

(72)発明者 深田 慎一
東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

(72)発明者 高野 潤一
東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

(72)発明者 吉原 邦男
東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

F ターム(参考) 5B017 AA01 BA06 BB06 CA16
5B285 AA04 BA07 CA06 CB43 CB58 CB62 DA04
5C073 CD23
5C075 AB90 BA08 EE90